

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年11月12日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように主張して、本件処分に取り消すべき理由があるとしているものと解せられる。

- 1 請求人には、法63条の規定に違反する事実は何らない。20年間放置された年金について、年金機構との実際の直接交渉は処分庁が行ったもので、請求人が年金の受給について虚偽工作を行うことは不可能である。
- 2 請求人には、平成30年8月までは本件年金が支給されていなかったから、同月までの保護費との関連性には疑問がある。

また、本件年金のうち資力として認定するのは、平成25年2月以降の分ではなく、保護開始月以降の分とするのが正しいから、

処分庁がいう保護開始月の時点における資力は虚偽であり、その額は過大である。

- 3 返還すべき保護費用のうち、医療扶助の現物支給に要した費用は、1割負担になるのではないか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 5月24日	諮問
令和 元年 7月 8日	請求人から主張書面を収受
令和 元年 7月16日	審議（第35回第2部会）
令和 元年 8月 5日	審議（第36回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従っ

て、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 次官通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 8・3・(2)・ア・(7)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

(3) 局長通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(4) 問答集

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問 13-2 の（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要があるがある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

なお、問答集の問 13-4 の（答）によれば、発見月からその

前々月の分であっても法63条の規定による返還として決定しても差し支えないとされている。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(6) 課長通知

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示している。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている。

しかし、課長通知の1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があ

るが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」（同・(イ)）とされている。

イ また、課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既に本件年金を受給する権利を得ていたことが認められるところ、その場合、本来は裁定請求を行って現実の給付を受けることができるものであるから、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該年金受給による収入を、最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

ところが、本件年金については、裁定が遅れたため、平成30年9月に至って、平成25年2月から平成30年7月の分が一括して遡及支給されたことが認められる。このため、処分庁は、本

件年金について、平成30年6月の分からは、平成30年8月1日以降の請求人世帯に対する保護の実施について、保護変更処分によって、収入認定を行うこととしたものであるが、それ以前の期間の分に関しては、本件年金の受給による収入認定を行って扶助決定額を遡及的に変更する方法をとることが不可能であることから（3か月を超える扶助費の遡及変更となるため。1・(4)参照。）、そのままでは、請求人世帯に対する保護を過大に実施していた状態、言い換えれば、法4条1項の規定の趣旨に反していた状態が解消されないものであることが認められる。

このことから、処分庁は、この間の保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件処分により、当該過大に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 自立更生免除について

処分庁が、本件診断会議において、自立更生免除に関して、一定程度の費用を理由あるものと認めた上、控除額を123,256円と認定していることは、法63条の規定に基づく費用返還の取扱いについて発せられた課長通知の定めるところ（1・(6)・ア）に沿ったものである上、本件診断会議における検討内容においても、正当であるといえることができる。

(3) 本件処分による返還金額について

本件処分による返還金額を決定するに当たって処分庁が行った、別紙の表の各「返還対象月」における、①本件資力認定分に係る「当月発生資力」の額の認定、②「支給済み保護費」の額の認定、及び、③「返還対象額」の認定は、その認定方法において、1の法令の規定等に照らして正当であり、また資料を確認したところによれば、違算もないものと認められる。そして、返還対象期間における保護に要した費用（「支給済み保護費」の合計額）7,764,892円のうち、本件資力認定分の額（「当月発生資力」の合計額）を上限とした額（「返還対象額」の合計額5,719,501円と一致する。）について、上記(2)の自立更生免除による費用を控除して、最終的に本件処分による返還額を、5,596,245円と算定した過程にも、何ら誤りがないことが認められる。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、本件処分には、違法・不当な点はなく適正なものであって、取り消すべき理由はないものといえることができる。

3 請求人の主張（第3）について

(1) 請求人は、本件年金の受給について、法令に反することや、偽装等の不正を行っていないから、法63条の規定は適用されないと主張しているものと解せられる。

しかしながら、法63条の規定は、保護受給者に違法・不正な行為があったことを何ら要件とするものではない。一般に、資力があるにも関わらず、保護を受けたことについて、保護受給者に特段の落ち度がない場合であっても、保護の補足性の原則に反して保護費が支給されている事実が存しているものである以上、生活保護制度の趣旨を全うするため、実施機関が、当該保護受給者が得た資力の限度で支給した保護費の返還を求めることは、法が許容しているものであるといえることができる。

したがって、法63条の規定を適用して行った本件処分を、この点で違法・不当ということとはできない。

- (2) 請求人は、返還金額の算定の方法について、①本件資力認定分を含む本件遡及支給分が振り込まれたのは、平成30年9月であるのに、それより前の期間に受けた保護に要した費用が返還の対象になっていること、及び、②保護開始月より前の期間の分の本件年金を資力に含めて認定していることが、誤りではないかと主張しているようである。

しかしながら、課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金による収入について、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。このことに照らしていえば、本件遡及支給分については、平成25年2月以降の各月において順次、請求人の受給権が発生していたのであり、処分庁による保護開始は、上記受給権発生より後であるから、①現実に年金の支給がなされた時点にかかわらず、受給権発生時より後の期間において保護に要した費用について、遡って返還を求めることは、法63条の規定の趣旨に照らして、妥当であるというべきであるし、②資力として認定する年金収入を、保護開始月以降の月に受給権が生じるものに限定することなく、本件資力認定分の全額としたことも、また妥当であるというべきである。

- (3) 請求人は、保険医療機関等において受ける療養の給付の費用についての一部負担金を、100分の10と定める高齢者の医療の確保に関する法律67条1項1号の規定に鑑みて、医療扶助に要した費用の返還額を法63条により決定する場合にも、費用の額に、100分の10の割合を乗ずるべきであるとの主張を行って

いるものと考えられる。

しかしながら、高齢者の医療の確保に関する法律51条（適用除外）の規定（同条1号）によれば、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としなないとされている。したがって、生活保護の受給世帯に属する者に関し、保険者による療養の給付がなされることを想定して当該受給者の負担を算定することは、同法の適用除外を定めた同規定の趣旨に反することとなるため、法による保護の一環として医療扶助を受けた当該受給者の属する世帯に資力が発生した場合には、保護の補足性（法4条1項。これは、法5条により法の基本原理とされている。）に照らして、当該資力の額を限度に、支弁された費用の全額について返還をなすべきことを原則とせざるを得ないものである。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 （略）